

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第28回 「理事者と会員との男女共同参画に関する懇談会」のレポート

男女共同参画推進本部委員 坂本 慎之介 (68期)

1 はじめに

本年度は、性別を問わず男女共同参画について意見を交換する趣旨から、昨年度までとは異なり、女性会員のみならず男性会員も参加者に含め、「理事者と会員との懇談会」が、7月30日(月)13時から15時まで開催されました。

当日は、理事者7名全員と当本部以外の参加者51名(うち男性会員は、その約45%にあたる23名)を含む計80名の参加者が、7班に分かれて、「第二次男女共同参画基本計画」の重点目標のうち主として4つのテーマに沿って議論を行いました。

2 テーマ①:政策決定過程への会員の参加推進(今回は、主にスカイプ等インターネット電話会議システム利用による委員会参加について)

機密性の高い情報を扱う委員会を対象から除く(情報保護の観点)、会務の履行状況の評価に際して出席回数のカウントを少なくする・回数制限を設ける(会館での出席者との公平の観点)など、一定の条件・ルールを付すべきという意見も多くありましたが、スカイプ等の導入自体には積極的な意見が多数を占めました。

3 テーマ②:各会員の性別を問わないワークライフ・バランスの実現

まず、育休期間中の会費・会務活動免除等の既存制度を認知していなかったという声が多数あり、倫理研修資料・メールマガジン等、現に必要としている会員のみならず広く多くの会員が目を通す媒体の中で情報発信することや、HPの改善などの様々な提案がなされました。

加えて、上記の会費等免除については、その対象期間を保育園入園まで/小・中学校卒業までとするなど、現在の制度を拡充すべきという声もありました。

4 テーマ③:性別を理由とする差別的取扱いやセクハラに対して弁護士会に求められる対応

弁護士会の相談窓口については、加害者側に相談

の情報が知れ渡ってしまうことを懸念する声が多数ありました。秘密厳守や報復防止には十分に配慮がなされた制度ですが、運営面でも重ねて細心の注意が必要であると感じました。

また、まずは加害者本人の意識改革が必要であるという観点から、加害者に一定のペナルティ(懲戒も含む)を与える、差別的取扱いに当たりうる事例について周知するなどといった提案もありました。

5 テーマ④:会員同士のネットワーク作り等による会員の業務サポート

まず、テーマ②と同様、女性会員向けメーリングリスト、女性会員室等の既存制度の周知が不十分であるという声が多く聞かれました。

加えて、メーリングリストについては、受信者側の顔が見えないだけに投稿が躊躇されるという声や、男性/女性という区分けではなく、男女を問わずテーマ(例:「子育て」「インハウス」)に応じてリストを創設するのが効果的ではないかという声もありました。

6 おわりに

男性会員も含めた形で初めて執り行われた今回の懇談会では、上記①~④も含めた多くのテーマにつき、多くの参加者により積極的な意見交換がなされました。

既存制度をより生かすための方策(周知徹底など)や、新しく導入する方策のメリット・デメリットなどのご意見は勿論のこと、時代に応じたテーマ(介護、マイノリティなど)についてのご意見もいただきましたので、これらの貴重なご意見は、当本部としての検討の参考とさせていただきます。

男女共同参画というテーマは、男女の人権がともに尊重されることを目的とし、男女が互いに理解し合おうとすることによって実現がされるものであり、今回のように、性別を問わず多角的な視点から様々な課題が提起される会は非常に有意義と考えます。来年度以降も、より多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。